旭川医科大学エックス線障害予防要項の一部を改正する要項を次のように定める

（令和8年10月23日学長裁定）

旭川医科大学エックス線障害予防要項の一部を改正する要項

旭川医科大学エックス線障害予防要項（令和2年12月10日学長裁定）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改正後	現行
（略）	（略）
（定義） 第2　この要項において，次に掲げる用語の意義は，当該各号の定めるところによる。	（定義） 第2　この要項において，次に掲げる用語の意義は，当該各号の定めるところによる。
（略）	（略）
(4)　密閉型装置　エックス線装置の外部に管理区域が存在しないよう遮へいされた装置で外壁が閉じられた状態でなければエックス線が照射されないようなインターロックを有し，当該インターロックを容易に解除することができないような構造のもの	(4)　密閉型装置　エックス線装置の外部に管理区域が存在しないよう遮へいされた装置で外壁が閉じられた状態でなければエックス線が照射されないようなインターロックを有し，当該インターロックを容易に解除することができないような構造のもの
(5)　エックス線業務従事者　本学においてエックス線装置（密閉型装置を除く。）の取扱い若しくは管理又はこれに付随する業務に従事する者として第5の規定により登録された者	(5)　エックス線業務従事者　本学においてエックス線装置の取扱い若しくは管理又はこれに付随する業務に従事する者として第5の規定により登録された者
（略）	（略）
（エックス線業務従事者） 第5　本学においてエックス線装置（密閉型装置を除く。）の取扱い等業務に従事しようとする者は，別に定めるエックス線業務従事者登録申請書により，学長に登録の申請を行わなければならない。	（エックス線業務従事者） 第5　本学においてエックス線装置の取扱い等業務に従事しようとする者は，別に定めるエックス線業務従事者登録申請書により，学長に登録の申請を行わなければならない。
2　学長は，前項により登録申請を行った者に対し，第13に定める教育及び訓練を受講させ，並びに第14に定める健康診断を受診さ	2　学長は，前項により登録申請を行った者に対し，第13に定める教育及び訓練を受講させ，並びに第14に定める健康診断を受診さ

せ，その結果を照査した上で，エックス線業務従事者として当該業務に従事することを許可する。	せ，その結果を照査した上で，エックス線業務従事者として当該業務に従事することを許可する。
3　エックス線業務従事者以外の者は，当該業務に従事し，又は管理区域に立ち入ってはならない。ただし，エックス線作業主任者の許可を受けて一時的に当該業務に従事し，又は管理区域に立ち入る者は，この限りでない。	3　エックス線業務従事者以外の者は，当該業務に従事し，又は管理区域に立ち入ってはならない。ただし，エックス線作業主任者の許可を受けて一時的に当該業務に従事し，又は管理区域に立ち入る者は，この限りでない。
（略）	（略）
（作業環境測定等）	（作業環境測定等）
第9　部局長は，エックス線装置を設置する管理区域について，1月以内（エックス線装置を固定して使用する場合において，使用の方法及び遮へい物の位置が一定しているときは6月以内）ごとに1回，定期に，外部放射線による線量当量率又は線量当量について放射線測定器を用いて測定し，その都度記録し，これを5年間保存しなければならない。	第9　部局長は，エックス線装置を設置する管理区域について，1月以内（エックス線装置を固定して使用する場合において，使用の方法及び遮へい物の位置が一定しているときは6月以内）ごとに1回，定期に，外部放射線による線量当量率又は線量当量について放射線測定器を用いて測定し，その都度記録し，これを5年間保存しなければならない。
2　部局長は，設置する密閉型装置の内部等，エックス線業務従事者の立ち入らない管理区域について，2年以内ごとに1回，定期に，管理区域境界における漏えい線量の測定又はエックス線装置の点検をしなければならない。	2　部局長は，設置する密閉型装置の内部等，エックス線業務従事者の立ち入らない管理区域について，1年以内ごとに1回，定期に，管理区域境界における漏えい線量の測定又はエックス線装置の点検をしなければならない。
3　部局長は，当該部局における前2項の作業環境測定等の結果を，別に定めるエックス線作業環境等報告書により，年1回（密閉型装置は2年に1回），学長に報告しなければならない。なお，エックス線装置を当該部局以外に設置する場合は，併せてその設置場所を管理する部局等の長に報告しなければならない。	3　部局長は，当該部局における前2項の作業環境測定等の結果を，別に定めるエックス線作業環境等報告書により，年1回，学長に報告しなければならない。なお，エックス線装置を当該部局以外に設置する場合は，併せてその設置場所を管理する部局等の長に報告しなければならない。
（エックス線装置の定期検査等）	（エックス線装置の定期検査等）
第10　部局長は，エックス線装置の設置，設置場所の変更及び改造又は安全性にかかわる修理等を行った場合並びに当該装置を初めて使用するときは，その後1年（密閉型装置は2年）を超えない期間ごとに，1回以上定期検査を行わなければならない。	第10　部局長は，エックス線装置の設置，設置場所の変更及び改造又は安全性にかかわる修理等を行った場合並びに当該装置を初めて使用するときは，その後1年を超えない期間ごとに，1回以上定期検査を行わなければならない。
2　部局長は，前項の結果を，別に定めるエックス線作業環境等報告	2　部局長は，前項の結果を，別に定めるエックス線作業環境等報告

書により，年1回（密閉型装置は2年に1回），学長に報告しなければならない。なお，エックス線装置を当該部局以外に設置する場合は，併せてその設置場所を管理する部局等の長に報告しなければならない。 （略） 附　則 この要項は，令和8年10月23日から施行する。 【改正理由】 密封型装置の適切な運用のため，所要の改正を行うものである。	書により，年1回，学長に報告しなければならない。なお，エックス線装置を当該部局以外に設置する場合は，併せてその設置場所を管理する部局等の長に報告しなければならない。 （略）